

発行・編集  
土居町商工会ニュース編集会



# 土居町商工会ニュース Doi-cho Shokokai

四国中央市土居町入野965-1 TEL (0896) 74-5889 FAX (0896) 74-8208 <http://www.doi-s.jp/> [mail@doi-s.jp](mailto:mail@doi-s.jp) <http://www.facebook.com/doischi>



## 役職員研修旅行

7月24日(日)に役職員17名でとびしま海道・御手洗町方面へ行つて参りました。安芸灘とびしま海道は、広島県呉市の6つの島(下蒲刈島、上蒲刈島、豊島、大崎下島、平羅島、中ノ島)と愛媛県今治市の1つの島(岡村島)を7つの橋で繋いだ道です。

今回は、大崎下島の御手洗町、重要伝統的建造物群



保存地区及び下蒲刈島にて研修をしました。御手洗町は、江戸の中期から約200年間を経て昭和初期にかけて港町として栄え、中継貿易港として人や物が

集中し文化が育った痕跡を今も集落内に留めていました。その日本文化を伝える港町で観光地としての町おこしを視察しました。

下蒲刈島では、古くから瀬戸内海の海上交通の要衝として栄えてきた町で、江戸時代には朝鮮通信使が12回来日したうち、11回も立ち寄ったという古い歴史と伝統をもつ由緒あ



る地です。豊かな自然と日本古来の風習を生かした全島庭園化事業の一環として「松濤園」が整備され、その中に朝鮮通信使の豊富な資料を納めた資料館があります。伝統ある日本建築の中で朝鮮通信使資料や絵画の数々を興味深く見学しました。

なお、とびしま海道は、海道の入り口である安芸灘大橋のみ有料で、あとの橋は全て無料で渡ることができ、いくつもの橋を渡り瀬戸内の島々の海岸線をドライブするのはとても気持ちいいドライブスポットとなっています。



## 国家公務員の再就職等規制にご協力を

### 国家公務員の再就職等規制を御存じですか?

※次に例示した言動は再就職等規制違反のおそれがあります。なお、それぞれの規制に一部例外があります。

**他の国家公務員の再就職の制限・自衛隊隊員制限**

「誰かいい仕事せんか?」  
Aさん(国家公務員)を薦めてくれませんか?  
「再就職の保証」  
Bさん(国家公務員OB)は再就職先を薦めてくれませんか?  
(Bさん採用されるかな...)  
「再就職保証」

**再就職先企業への就職活動制限**

「定年はいつですか?」  
3月に定年を迎えるけど、再就職先が決まっていらないんですよ。  
「再就職先企業」

**国家公務員OBの元の職場への働きかけ制限**

うちの企業(再就職先)への紹介を頼んでほしい。  
まだ応募していない人への情報を先に教えてほしい。  
「再就職先企業」

国家公務員の再就職について、規制違反が設けられています。会員さん事業所・各企業においても、国家公務員の再就職先となる場合等、以下の禁止行為の疑いがある行為について見聞きした場合は下記連絡先まで情報提供のご協力をお願い致します。

- 1 国家公務員が、他の国家公務員等の再就職の依頼・情報提供をする行為
  - 2 国家公務員が、利害関係企業等への求職活動をする行為
  - 3 国家公務員OBの元の職場への働きかけをする行為
- 違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

**【連絡先】**  
内閣府 再就職等監視委員会事務局  
電話：03-6268-7660～7668  
URL: <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

## 愛媛県最低賃金改正

愛媛県では10月より最低賃金額が改正されます。

### 最低賃金額は 1時間

# 717円です

精皆勤・通勤・家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、臨時の賃金、賞与はこの最低賃金に算入されません。

内閣府 再就職等監視委員会事務局  
Cabinet Office  
TEL:03-6268-7660～7668  
URL: <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>



青年部だより

鉄砲水鉄砲！「関川の戦い」

夜市が盛大に開催されました！

去る7月16日、ユールにて夜市が開催されました。心配していた天候も心配をよそに心地良い夕日の中、松井委員長の挨拶のもと始まりまし



去る8月21日、関川河川敷ふるさと広場、第7回戦国水鉄砲！「関川の戦い」の決戦の火ぶたが切られた。市内の小学生・幼児混合の10チーム、総勢56名が参加し、水鉄砲を使った陣取りゲームを楽しみました。暑い中、子どもたちは水浸しになりながら、一生懸命水鉄砲を飛ばし、清々しい汗をかいていました。優勝チームは、「伊予六人衆」、準優勝「土



た。各催し物では長蛇の列ができ、中でも「サイコロころろ」、「魚釣りゲーム」、「射的」は子どもたちに大人気で、何度でも何度も列に並びゲームに挑戦する姿も見られました。今年の夜市は、例年以上にお客さんが多く、早々と景品が出て、随時景品を補充するという嬉しい悲鳴まで聞こえました。夏の風物詩の夜市、また来年もどうぞお楽しみに！



居小5年ジャヤー、三位」土居小男子六年チーム」、敢闘賞「真田三年」でした。



女性部だより  
お花教室開催中  
毎月、第4金曜日に女性部によるお花教室を開催しています。講師は副部長の荻田佳子先生です。華道初心者でも安心して参加できる教室となっています。事業所や家にお花が飾ってあるだけで心が安らげる空間ができます。季節の花々に囲まれて、忙しい日常からホッと一息つきませんか。

労務通信 Vol.1  
～ 労務編 ～

この度、「労務通信」と題して、各回テーマを決めて労働保険・社会保険に関するさまざまな情報をご案内していくことになりました。会員皆様に少しでもお役に立ち、労使ともに価値ある情報となれば幸いです。

さて、記念すべき第1回目は「36協定」についてです。

みなさん、36協定ってご存知ですか？

これは、「さぶろくきょうてい」と読みます。この36という数字は、労働基準法第36条からちなんでつけられています。

少し難しい話になりますが、事業主は、労働者を雇う場合、一日に労働させることができる時間（以後、労働時間といいます）には上限があります。一般的な事業の場合、一日の労働時間は8時間が限度です。しかしながら、仕事をしていれば、納期までに間に合わさないといけないとか、繁忙期だとか、一日8時間では仕事が終わらないケースがでてきます。そこで登場するのが36協定です。

事業主側と労働者側でこの36協定を結んでおけば、一日に8時間を超えて労働させてもよいことになっています。（もちろん、残業時間にも限度があります）逆にいうと、労働者に一日8時間を超えて残業させる場合や休日に労働させる場合には36協定を結んでいないと残業させてはいけません。

また、時間外労働については、「36協定」の締結に加えて割増賃金の支払が義務付けられており、この二つがそろって初めて時間外労働をさせることができるという訳です。

「えっ、36協定ってなに？そんなの聞いたことない！」とか「そんな協定結んでいないし、どうしていいかわからない〜！」という声が聞こえてきそうですが・・・ご安心ください！下記のとおり、9月21日（水）に労務管理のきほんの「き」として、労務管理の基礎について講習会を開催します。

36協定の詳しい説明や協定届の作り方、建設業など労働時間が一定でない事業における労働時間のことなど、社会保険労務士の玉井先生に教わります。

36協定を締結していない事業主の方、これから従業員を雇入れる予定の事業主の方、話だけでも聞いてみたいという方、どなたでもご参加頂けますので、是非ご参加ください。

商工会セミナー

労務管理のきほんの「き」

この講習会では、従業員の労働時間や時間外労働の取決めなど労務管理の基礎について説明致します。従業員を一人でも雇っている事業主さん、これから雇う見込のある事業主さん、必聴です!!是非ご参加ください。

9月21日(水) 19:30~21:30

- ◆会場 土居町商工会2階会議室 (土居町入野955-9)
- ◆参加人数 40名 (申込多数の場合は、抽選となります。ご了承ください)
- ◆講師 玉井社会保険労務士事務所 社会保険労務士 玉井 久寿氏
- ◆内容
  - ・法定労働時間について
  - ・短時間労働制
  - ・労務管理の基礎
  - ・協定の考え方
  - ・年少者(18歳未満)の取扱い
  - ・監督者が把握する
  - ・雇用ポイント
  - ・その他

◆申込期間 9月14日(水)午後5時まで ◆受講料 無料  
◆申込方法 下記申込書に必要事項を記入の上、お申込みください。  
◆申込先 土居町商工会 TEL:74-6889 FAX:74-8208